

別表十二（十七）の記載の仕方

1 この明細書は、採石法第32条の3第1項《登録及びその通知》に規定する採石業者登録簿に登録されている者若しくは鉱業法第21条《設定の出願》に規定する許可若しくは同法第77条《設定の申請》に規定する認可を受けた露天掘による石炭の採掘の事業を営む者（以下「採石業者等」といいます。）である法人が平成23年12月改正法附則第65条第1項《特定災害防止準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正前の措置法第55条の6第3項から第7項まで《特定災害防止準備金》若しくは平成21年改正法附則第41条第1項《特定災害防止準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成21年改正前の措置法第55条の6第3項から第7項まで《特定災害防止準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で採石業者等であるものが平成23年12月改正法

附則第82条第1項《特定災害防止準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正前の措置法第68条の45第3項から第5項まで《特定災害防止準備金》若しくは平成21年改正法附則第57条第1項《特定災害防止準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成21年改正前の措置法第68条の45第3項から第5項まで《特定災害防止準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「期首特定災害防止準備金の金額6」には、当期首現在の税務計算上の特定災害防止準備金の金額を記載します。